

東京電機大学中学校学則

(規2第73号)

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、小学校における教育の基礎の上に、中高一貫教育（併設型中学校）を施し、もって文化の進展に貢献できる心と知と体の調和のとれた人間の育成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は、東京電機大学中学校という。

(位置)

第3条 本校の位置は、東京都小金井市梶野町四丁目8番1号におく。

第2章 学級編制及び収容定員

(学級編制及び収容定員)

第4条 本校の学級編制及び収容定員は、次のとおりとする。

学 年	学 級	収 容 定 員
第1学年	4 組	150名
第2学年	4 組	150名
第3学年	4 組	150名
計	12 学級	総定員450名

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日等

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は、3年とする。

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(休業日、臨時授業及び臨時休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律によって休日とされる日
- (2) 創立記念日 9月11日
- (3) 日 曜 日
- (4) 春季休業日 4月1日から4月6日まで

- (5) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (6) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- (7) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学、退学、転学及び休学等

(入学資格)

第9条 本校の第1学年に入学することができる者は、小学校を卒業した者又はこれに準ずる学校を卒業した者とする。

(転入学及び編入学資格)

第10条 第1学年の途中又は2年以上に転入学又は編入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、校長が認めるものとする。

(入学許可)

第11条 入学を希望する者には、選考を行い入学を許可する。

(出願手続)

第12条 入学を希望する者は、保護者において本校所定の入学願書その他の書類に選抜料を添え、願い出なければならない。

(入学手続)

第13条 入学の許可の許可を受けたときは、保護者においてすみやかに誓約書その他の書類に入学金を添え、指定の期日までに提出しなければならない。

2 前項に定める手続が所定の期日までに行われぬ時は、入学の許可を取り消すことがある。

(転学)

第14条 生徒が転学しようとするときは、保護者において所定の書類にその事由を明らかにし、願い出て校長の承認を得なければならない。

(退学)

第15条 生徒が病気その他の理由により退学しようとするときは、保護者において所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類を添え、願い出て、許可を受けなければならない。

(再入学)

第16条 第14条及び前条の規定により、転学又は退学した者が、再入学を願い出たときは、その事由により許可することがある。

(欠席及び休学)

第17条 生徒が欠席しようとするときは、保護者において、その都度届け出なければならない。

2 生徒が病気その他やむを得ない事由のため、3ヵ月以上出席することができないときは、保護者においてその事由を明らかにし、必要書類を添え届け出て校長の承認を得なければならない。

(復学)

第 18 条 前条第 2 項の規定により、休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者において、その事由を明らかにした書類を添え届け出て、校長の承認を得なければならない。

第 5 章 教育課程、学習評価及び卒業

(教育課程)

第 19 条 本校の教育課程は、併設する東京電機大学高等学校との協議を経て、必修教科、選択教科、道徳、特別教育活動、総合的な学習の時間及び学校行事等により編成し、その教科名及び時間数は別表のとおりとする。

(学習評価)

第 20 条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(卒業)

第 21 条 前条の規定により、生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

第 6 章 保護者

(保護者)

第 22 条 保護者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 親権者、後見人
- (2) 兄姉、縁故ある者
- (3) 成年者で独立の生計を営む者

2 保護者は、生徒の生活と教育に関する一切の責任を負う者とし、常に学校教育活動に協力しなければならない。

(保護者の変動)

第 23 条 保護者が転籍、転居又は氏名変更したとき、その他一身上に変動があった場合は、すみやかに届け出なければならない。

2 前項の変動が死亡、失そう又は成年被後見人の審判もしくは破産等にかかるものであるときは、改めて保護者を定めなければならない。

3 保護者が適当でないと思われたときは、変更させることがある。

第 7 章 教職員

(教職員)

第 24 条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校 長 1 名
- (2) 教 頭 1 名
- (3) 教 諭 19 名以上
- (4) 講 師 3 名以上
- (5) 養護教諭 1 名以上
- (6) 事務職員 1 名以上
- (7) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師

- 2 校長は、校務を総括し所属職員を監督する。
- 3 教頭は、校長を補佐し校務を整理する。
- 4 前第2項及び第3項以外の教職員は、それぞれの校務を分掌する。

第8章 学費、入学金及び選抜料

(学費、入学金及び選抜料)

第25条 学費は、授業料及び教育充実費とする。

- 2 本校の学費、入学金及び選抜料は次のとおりとする。

(学費)

授業料(年額) 480,000円

教育充実費(年額) 204,000円

(入学金及び選抜料)

入学金 250,000円

選抜料 23,000円

摘要1. 令和4年度以前入学者の学費については従前のおりとする。

(納入及び納入の特例)

第26条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、学費を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 第17条2項の規定により、休学を許可したときは、前項の規定にかかわらずその始期の属する月から学費を免除することがある。

(滞納)

第27条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続を行わずに学費を3ヵ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

(納入金の不還付)

第28条 すでに納入した学費、入学金及び選抜料は理由のいかんを問わず返還しない。

第9章 賞 罰

(ほう賞)

第29条 生徒がその成績、性行とも優れ他の模範となるときは、ほう賞することがある。

(懲戒)

第30条 生徒がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本文にもとる行為のあったときは懲戒処分を行う。

- 2 懲戒は訓告及び退学とする。

- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第10章 補則

第31条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。